

国海員第 294 号
令和 2 年 1 2 月 2 4 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤 羽 一 嘉



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 372 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
イースタンマリンシステム 株式会社	大分県大分市松原町三丁目1番11号
山機運輸株式会社	山口県宇部市港町二丁目1番6号
マルコウ SHIPPING 株式会社	香川県小豆郡小豆島町室生甲96番地1